

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 19 年 2 月 23 日（金曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 佐藤 恵子 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 伊澤 貞夫 議員

4 番 金野 次男 議員

5 番 森 長一郎 議員

6 番 寺澤 正志 議員

7 番 板橋 恵一 議員

8 番 伊藤 一郎 議員

9 番 相澤 耀司 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 小林 立雄 議員

12 番 昌浦 泰己 議員

14 番 中村 善吉 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 石橋 源一 議員

17 番 松村 敬子 議員

18 番 根本 朝栄 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴛田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(阿部五一)

おはようございます。

開会いたしましてから、きょうはもう 9 日目になりました。きょう一日しっかり頑張ってみましょう。よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(阿部五一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において松村敬子議員及び根本朝栄議員を指名いたします。

---

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、要を得て、簡明なることを希望いたします。

14 番中村善吉議員の登壇を許します。

(14 番 中村善吉議員登壇)

○14 番（中村善吉議員）

定例議会初日、2 月 15 日の施政方針の御説明を受けて、多賀城クラブを代表して質問いたします。

施政方針の御説明を拝聴し、次のように感じました。

市長が掲げたマニフェスト「安全・安心」、「元気」、「快適」、そして「感動」を基調に、厳しい財政状況の中で政策を決定し、前鈴木市政を継承しながらも、平成 19 年度第四次多賀城市総合計画実施において、主な施策の中に菊地カラーを随所に取り入れた菊地市政が、名実ともにスタートした感を覚えました。大いに評価するものであります。

一方、我々議員も菊地市政を支える他の一輪として、多賀城市政充実のため尽力していきたいと決意を新たにしました次第であります。

前置きが長くなりましたが、質問に移らせていただきます。

私の質問は、施政方針の説明では直接触れられませんでした内容であります。急を要する身近な問題として確認させていただきたい事項であります。

確認事項は、1、近未来道路網の整備について、2、本市の観光地構想について、3、介護予防事業についての 3 件で、それぞれ 2 問ありますので、計 6 問であります。

1、近未来道路網の整備についてであります。本市の発展と活性化には、本市はもちろんのこと、市内外からの人の往来、物流の容易さは必須条件であります。

施政方針の説明には、広域的には宮城県、多賀城市、塩竈市及び利府町が共同し、仙塩広域都市計画東部地域の都市計画道路の見直しを行うこと。本市内では、新田高崎線道路改築事業などがありましたが、私は多くの市民の声と私自身の経験から、身近な既存道路網の見直しに注目したものであります。

多賀城インターチェンジの建設は国土交通省の管轄であります。昨年 4 月、我々自民系市議団は、当時県議でありました現菊地市長の御案内で、「三陸自動車道（仮称）多賀城インターチェンジの早期整備と供用開始について」の要望書を、県及び、たしか県議会議長に提出した経緯があります。

その主な理由は、東北歴史博物館の開館で、同博物館への見学者が増大したこと、及び多賀城インターチェンジのアクセス道路となる、都市計画道路の玉川岩切線の道路改築工事が県において施工されており、平成 20 年度完成が目標とされていること。

また、平成 13 年には国府多賀城駅が設置され、当該周辺地では、その利用を前提としたまちづくりが進捗しているということでありました。

多賀城インターチェンジに対する本市の取り組みをお尋ねいたします。

(2)西部地区から国道 45 号線へのアクセス道路の整備は、であります。以前信号待ちを時々経験したことから、私は次の 3 ルートに注目しています。

1、山王から高橋を通過する山王高橋線で、神明踏切を渡るルート、2、育英学園東側を通る高橋 3 号線、浜居場 7 号線で出花踏切を渡るルート、3、高橋八幡線で八幡踏切より 45 号線までのルート（踏切手前で市川八幡 2 号線と八幡小学校西側道路の六貫田 1 号線が合流）の 3 ルートであります。

これら 3 ルートについて、整備計画がありますかどうかをお尋ねするものであります。

特に、3、高橋八幡線のルートは本市内にあり、交通量が多く、子供たちの通学路にもなっていますので、子供たちの安全確保のためにも早急な整備を望みますがいかがでしょうか。

2、本市の観光地構想についてであります。私の構想は、多賀城市内だけの狭い狭域的な構想ではなく、せめて 2 市 2 町・本市、塩竈市、七ヶ浜町、松島町を含む広域的な構想であります。

これらの 4 自治体を一つの観光ルートで結び、本市はその一端を担いたいということであります。

(1)歴史の道・詩都景観形成事業と観光事業対策との関係は、であります。以前、吉田、松村議員からもありました。歴史の道・詩都景観形成事業と観光事業に関する具体的な説明は、施政方針の中で紹介されていますが、私自身、多くの市民参加を得て、歴史の道・詩都景観形成事業を達成させることには全く同感であります。

ただし、当初述べましたように、広域的観光ルートに乗って「歴史の道」を訪れた多くの観光客の皆様が、満足してお帰りになり、再度本市を訪れていただけるような内容であることを希望しますがいかがでしょうか。

(2)観光史都多賀城にふさわしい条例化への取り組みは、であります。戦略的に観光誘客事業は、地場産品の開発や踊りなど、本市独特の観光イベントの推進もありますが、「史都 多賀城」にふさわしい歴史的な文化に魅せられて本市を訪れる方々には、それなりの配慮、対策が必要であろうと考えます。少なくとも名所・旧跡や史跡、または遺跡のある一定の周辺地域には、その雰囲気や壊すような建物、色調には、制限を加える景観条例が必要であると考えます。

私自身、平成 6 年に屋根の色の制限を提案した経験があります。一昨年は太宰府市と友好都市を結び、2010 年には遷都 1,300 年を記念して、奈良市とも友好都市を結ぼうとしています。

前述 2 市との共通点は、我が国古代史上重要な特別遺跡であります。その重要な文化財が醸し出す雰囲気は大事にしたいものであります。いかがでしょうか。

次に、3、介護予防事業についてであります。私は、現在、NPO 法人多賀城市民スポーツクラブ総務部健康推進委員会に属し、同スポーツクラブが実施している高齢者の健康づくり・ヘルスアップ事業に側面から協力しています。

要支援・要介護一步手前の特定高齢者や、その方々に近い一般高齢者を対象に、一定のコースで運動機能維持訓練を行っていますが、訓練効果はあります。

しかし、その一方、その方々の再訓練に必要なマンパワーの確保と担当者の資格の有無が問題視されています。

そこで、(1)介護予防サポーターの養成であります。地域福祉計画の中で、自助・共助・公助の中、公助中、共助に重点を置く立場から、介護予防サポーターの位置づけ、必要条件、役割等についてお尋ねいたします。

(2)公共施設使用の条例見直しは、であります。指定管理者認定を受けた当スポーツクラブが直接管理する総合体育館やテニスコートを、市民の方々の御希望で、昼休み時間または一定時間延長して使用させたい場合、その施設の条例が壁となり、それができない場合があります。また、申請手続の面でも、手続上の不便さがあると言われております。

施設の管理条例から施設の使用管理条例への早急な見直しを希望するものであります。いかがでしょうか。

以上、私の確認事項は3件6問について、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村善吉議員からの質問にお答え申し上げます。

初めに、多賀城インターの完成予定は、との御質問ですが、これまでも三陸自動車道多賀城インターの設置推進については、機会あるごとに地元選出の国会議員、それから財務省、国土交通省などへの要望を重ねてまいりました。

また、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所に対しては、中央地域道路懇談会開催時に、多賀城インターからのアクセス道路となる玉川岩切線が、平成20年度に2車線で暫定竣工される予定であることなどの現況を説明の上、早期着工をお願いしております。

一方、仙台河川国道事務所からは、東北縦貫自動車道と三陸自動車道を結ぶ仙台北部道路の、富谷ジャンクション及び利府ジャンクションのフルジャンクション化も今春着工の予定であり、多賀城インターを含む三陸自動車道——これは仙塩道路というそうでございますけれども——の4車線化を検討していると聞き及んでおります。

このような状況の中、市政の中で大きな要素を占めるインターチェンジであることから、何としても早期設置に向け、今後とも関係機関へ強く働きかけを行ってまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、西部地区から国道45号線へのアクセス道路の整備についてでございますが、多賀城市内で直接国道にアクセスできる市道高橋八幡線の整備について御回答申し上げます。

当該路線のうち、特に三陸自動車道の側道、すなわち、市道市川八幡1号線、2号線を供用開始した平成17年4月以降、当該側道との交差部から国道45号線までの間の自動車等の交通量が増加していることは、十分認識しているところであります。

このたび、当該路線のうち、仙石線の八幡踏切より国道45号線に接する私有地——遠藤材木店跡地のところでございますけれども——に出店計画があったことから、市道の拡幅について、地権者及び出店業者に協力を依頼し、協議を重ねている最中でございます。

現在、地権者及び出店業者からは、出店計画に影響のない範囲で、1.8メートルの道路拡幅に御協力をいただけることで話が進んでおります。

このことから、現在の道路幅員6.1メートルを7.9メートルに拡幅し、そのうち歩行者の安全を確保するため、1.4メートルの歩道を設置する計画でございます。

あわせて、来年度早々に整備できるよう、関係者及び国土交通省仙台東国道維持出張所並びに宮城県公安委員会等と協議を進めておるということでございます。

次に、歴史の道・詩都景観形成事業に関する御質問でございますが、この「詩都」という言葉は、昨年の所信表明でも申し上げたとおり、司馬遼太郎さんの「街道をゆく」の一節で、「多賀城そのものが、詩であると言える」と述べた言葉から引用したものでございます。

この事業が、そのような司馬遼太郎さんの感慨、さらには松尾芭蕉が壺の碑を見て、「涙も落つるばかりなり」と詠んだ悠久の歴史に対する感動をともに分かち合い、本市固有の歴史的資源が地域住民の誇りとして後世に継承されるよう、また、本市を訪れる人々には、魅力ある多賀城を体感していただけるよう、歴史的資源を生かした美しい景観を形成していこうとするものであります。

については、その取り組みの足がかりとして、地域住民とともに、多賀城を代表する名所・旧跡の沿道沿いに、四季折々の花々を咲かすことができる環境を創出し、散策路として多くの人々に親しんでいただける、身近な景観形成に取り組んでいきたいと考えているものでございます。

先般の施政方針でも申し上げましたとおり、そのような景観形成は地域住民との協働があってこそ初めて実を結ぶものでありますことから、今後は多賀城市の景観形成をどのように進めていくかということも含め、地域住民並びに関係団体との話し合いを重ねながら、具体的な行動指針づくりに取り組んでまいります。

この「歴史の道」、そして詩都景観形成事業の中で、その事業を行っていく過程の中で、観光事業ともつながっていくものと信じるものでございます。

また、質問の中で、2市3町を対象にというふうな話もございましたけれども、例えば、総社の宮あたりから塩竈の塩竈神社に行く、塩竈街道というものがあったわけでございますけれども、例えば塩竈の方にも語りかけて、その塩竈街道、芭蕉が曾良と、たしか「奥の細道」の中に書いてありましたけれども、一緒に歩いた道ですが、それを塩竈との関係を持ちながら、塩竈とともに観光事業につなげたいというふうなことも、市民の方々が恐らくそういうことも考えていただけるのではないかとということで、そういうほかのまちとの、隣接するまちとのつながりも、そういう中で深めていければということでございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、条例への取り組みでございますけれども、現時点におきましては、どのような景観を保全、創造するという議論が尽くされておりませんが、市内には豊富な歴史的資源があ

りますので、保全すべき良好な景観や創造すべき景観について、今後議会の皆様や地区住民の方々ともよく協議をしながら検討してまいり所存でございます。

景観条例というふうなことも言及されておりましたけれども、私自身も市議会議員時代に、景観条例のことをこの場で伊藤市長さんにお話ししたことがございます。やはり多賀城らしさというのは、その辺であらわれてくるものというふうに私も思いますけれども、ただ、市民の主体性、住民の方々の主体性をまず醸成して、その中で出てきた場合に景観条例につながると。どういうふうに市民の主体性を醸成していくかということも、私は大変必要なものではないかというふうに思っております。御理解いただきたいと思っております。

3点目の、介護予防事業についての御質問でございますが、介護予防は高齢社会の最大のテーマであります。本来、みずからの健康はみずからつくる自助が基本となりますが、虚弱になったほとんどの方々は家の中に閉じ込めりがちになるため、身体機能の低下が著しく、みずからの健康を守れなくなっているのが現状でございます。

そこで、地域の高齢者は地域の力で守っていただけるよう、共助のシステムとして平成19年度から介護予防サポーター養成事業を実施いたします。

事業の内容につきましては、地域包括支援センターが行う6回の研修を受講していただき、その後、実際に各地域で行われる介護予防教室に参加することでスキルアップを図り、修了後は地域の介護予防サポーターとしてそのまま受け皿となり、継続していただきたいと考えております。

また、この事業は、行政区のブロック単位に、13カ所を3年計画で実施する予定であり、サポーターの対象者としては、団塊世代の方々を中心に協力を呼びかけ、地域づくりの担い手として活躍していただきたいと考えております。

次に、介護予防事業について、公共施設使用の条例見直しはということでございますが、御承知のとおり、総合体育館、市民プール、市民テニスコートの三つの体育施設につきましては、平成17年度からNPO法人多賀城市民スポーツクラブを指定管理者として管理運営を委託しております。

その際、総合体育館においては、トレーニング室の時間区分の廃止や、市民プール、テニスコートにおいては利用時間の延長等、市民の利用しやすい施設となるよう、条例改正を行ったところでございます。

体育施設の管理運営につきましては、今後とも指定管理者の意見も聞きながら、施設運営のあり方については引き続き、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

14番中村善吉議員。

○14番（中村善吉議員）

すべて何か、全面的に前向きな御答弁ありがとうございます。

それで、まず、インターについてでございますが、関係者にお聞きしますと、高速道路網が完備してからというお話を聞いておりますので、何か平成20年代後半になるのではないかという、ちょっとうわさですが、そういうことを聞いております。機が熟す前に、ぜひ国土交通省などの方に働きかけて、一日も早い多賀城インターチェンジの設立をお願いしたいと思います。

それから、西部地区からの国道 45 号線へのアクセス道路の整備、3 番目の、高橋八幡線の拡幅工事がもう進められているということをお聞きしまして、ほっとしております。

ただ、子供たちの歩道がどの辺に設置されるのか、その辺をお聞かせいただければいいのかと思います。道路の西側になるのか、東側になるのか。

それから、観光構想についてです。まだ詩都・ポエムシティの構想が出たばかりで、なかなか動きにくいとは思いますが、ぜひ歴史のにおいを漂わせるような構想にさせていただきたいと思います。

ただ、総社の宮という地名が出たのですけれども、平成 3 年、日・独スポーツ少年団の相互交流のとき、私、日本の文化として神社が大切だと思ひまして、ドイツスポーツ少年団の方々に神社に参拝、お招きしようと思ひまして、総社の宮を見たのですが、ちょっともう少し手を加えた方がいいのではないかとと思ひまして、塩竈神社の方にドイツスポーツ少年団の方々に引率した経験があります。

私は、宗教法人としては、一自治体、行政で手は加えられないと思うのですが、観光資源の一つとして、名所・旧跡、神社等の整備には力を入れていただければいいのではないかとと思っております。その辺について、もしお考えがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、介護予防事業でございます。介護予防サポーターの件は大体わかりました。

それでは、スポーツクラブとの差がちょっと気になるのですが、もしおわかりでしたら、その辺も聞かせていただきたいと思います。

あと、施設条例の関係に関しては、前向きの御答弁がありましたので理解しました。

以上でございます。その三つをよろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

多賀城インターの完成ですが、何か中村議員が国道事務所ですか、国土交通省の担当の方に御連絡していただいたということでございまして、多賀城インターも、当然、県道玉川岩切線の完成を見ないとタッチできませんし、それから、多賀城インター付近に埋蔵文化財がいっぱいございますので、その辺も発掘調査がまだ終わっていませんので、その辺をしっかりとやっていただくということがまず肝心でございますので、これからは根強く、担当の方々に陳情等を力強く申し上げてまいりたいというふうに思っております。

それから、2 番目の、国道 45 号線への遠藤材木さんのところでございますけれども、歩道につきましては、東側、国道の方から入っていくと右側ということになります。遠藤材木さんの側ではなくて逆の方ですが、それにつくということでございます。

ただ、これは、今、地権者の方と交渉している段階でございまして、必ずしもまだオーケーが出たわけではございません。ですから、その辺のこともお含みをいただきたいということでございまして、御了解いただきたいというふうに思っております。

それから、3 番目の、名所・旧跡への市の取り組みということでございましてけれども、これはちょっとなかなか難しいのではないかとこのように思っております。ただ、それは、例



えば総社の宮に関しての、総社の宮への例えばアクセス道路とか、私が前に申しあげましたように、「歴史の道」づくりとか、そういう形で雰囲気を変えることはできるわけですから、そういうふうなことで、市民の方々と一体となって環境づくりに取り組んでまいった方がいいのではないかというふうに思っているわけですから。

介護予防サポーターにつきましては、保健福祉部長の方から答弁させますのでよろしくお願ひします。（「2回したのでいいのでは」の声あり）以上でございます。

○議長（阿部五一）

14 番中村善吉議員。

○14 番（中村善吉議員）

いずれにしろ、「歴史の道」はやはり市民の皆さんの賛同を得ないとできないと思います。が、まだスタートしたばかりなので、まだ大まかなことしかわからないと思うのですが、できるだけ市民参加を呼びかけて、協働してつくり上げていただけるようお願いいたします。

それで、まず、私が先ほど申しあげましたように、1 回来た方が何回も来られるような、魅力ある「歴史の道」をつくり上げていただければと思います。要望でございます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

中村議員、「会派を代表して」という発言がありましたが、当市におきましては、代表制をとっておりませんということをお申しあげておきます。

17 番松村敬子議員の登壇を許します。

(17 番 松村敬子議員登壇)

○17 番（松村敬子議員）

通告に従い、3 点について質問させていただきます。

初めに、まちづくりについてお伺ひいたします。

現在、城南地区、国府多賀城駅裏で東北歴史博物館西側の政庁跡を取り囲む特別史跡館前遺跡の目の前に、14 階建て 43.56 メートルのマンションが明年 1 月 31 日を完成予定にして建設中であります。

この一角は、中高層住宅地域で、高さ制限のない地域であり、マンション建設は法的に何ら問題はありません。問題は、どうして城南地区計画で、他の地域はすべて高さ制限を設けていながら、この地域だけ高さ制限を加えなかったかであります。

会議録を見ましたところ、「歴史を生かしたまちづくり」をテーマに掲げた城南地区計画の条例は、平成 12 年 12 月議会で可決されております。内容を簡単に紹介しますと、ある一人の議員が、この一角だけ高さ制限を設けないことは、将来、景観を損ねる事態になることを問題提起しておりますが、当時の部長より、要約しますと、「まちづくり検討会でも議論があったが、土地利用促進という観点から、このような結果になったことを御理解いただきたい」との答弁があり、異議なしで承認されておりました。

当時とすれば、多くの地権者の理解、協力を得てこの地域の計画をまとめ、つくるということは、大変な作業であったことは推察するものであります。

しかし、どんなに大変でも、この場所こそ本市の景観保全を考えたとき、高さ制限を加えるべき場所ではなかったのではないのでしょうか。

私は、2月10日、大崎市古川・醸室で行われました宮城県土木部都市計画課主催で行われました「みやぎの景観形成に向けて」をテーマにした「みやぎ景観フォーラム」に参加させていただきました。

その中で、「景観をみんなで守り、育てていくことは、少しずつの穏やかな変化ではあるものの、10年、20年の時を経て、地域の独自性を深めていきます。地域の特性とそこで営まれる人々の生活が調和した都市や農村の美しさは、そこに住む人々の生活や働く人の誇りであり、歴史や文化が醸し出す個性を生かした地域づくりが進められれば、そこはさらに魅力と輝きを増していきます」とありました。

また、基調講演をされた慶応大学の環境情報学部石川幹子教授は、外国の美しい景観を持つまちを紹介しながら、それを生み出した経緯、歴史を紹介し、美しい景観、空間は、そのまちの大事な財産、また、景観は文化であり、地域を映し出す鏡、そして、文化は目先の利益に走っては育たない。美しい景観をつくることは、すなわちまちの活性化と市民のよい暮らしをつくることにつながる、などのお話がありました。

美しい景観を持つまちづくりは、多くの人々があこがれを持ち、集い、行ってみたい、住みたいと思うまちづくりには欠かせない要点であります。

本市においても、最もそのポイントとなる地域は政庁跡周辺の地域であります。現在、その場所の景観は、関係者の御努力、地元の方々の大きな御協力を得て民家の移転も進み、ようやく見通しもよくなり、当時都人があこがれた多賀城を思わせるすばらしい景観が見えてきている状況にあります。まさしくあの地域の景観は、「史都 多賀城」の大きな資源であり、私たち多賀城市民のかけがえのない財産であります。

そのすばらしい政庁跡のある丘の前にマンションが建つことは、とにもかくにも残念でなりません。多賀城を愛する多くの市民はもとより、他の地域の方々も同じ思いではないかと思えます。

そこでお伺いします。市長が標榜する史跡を生かしたまちづくりから見ますと、マンション建設は大きく景観を損ね、本市の財産の損失も考えられます。この件に関しまして、市長の見解をお伺いいたします。

そして、事業者に対しまして何らかの申し入れ、要望を行ったのでしょうか。行っているとしたら、どのような内容かをお伺いいたします。

次に、高齢者福祉についてお伺いいたします。

今や、日本は急速に進む高齢化社会を迎え、高齢者医療費、介護認定者の増加に歯どめがかからず、深刻な現状にあります。

そこで、国は、平成18年度より健康長寿社会を目指し、特に運動、食事、環境を考えた高齢化時代の健康づくりにさまざまな介護予防事業を展開しております。

中でも介護認定を受ける前段階者（特定高齢者）への対応が必要とされております。しかし、現状はその把握が十分でないように感じられます。

そこで、本市の特定高齢者の現状と課題、そして、その対策はどのようにとられているかをお伺いいたします。

最後に、妊婦無料健診拡大についてお伺いいたします。

国は、さきに述べた高齢化社会問題と同様に、少子化問題も深刻な状況にあります。そこで、国は子供を産み育てやすい社会を構築しようと、来年度より子育て支援策予算が大幅に拡充され、盛り込まれました。その中の一つに妊産婦健診費用助成の拡充が盛り込まれております。

現在、妊婦健康診査は、妊娠初期から分娩まで14回程度受診が望ましいとされております。しかし、健診費用が1人平均約12万円程度かかると言われ、若い世代への経済的負担が大きく、十分な回数の健診を受けられない女性が多くいる状況であります。

母子ともに元気で、無事出産を終えるためにも、妊婦健診は欠かせません。現在、全国97%の自治体が2回の無料健診を行っておりますが、自治体によっては4回、8回と行っているところもあります。

そこで、本市におきましても、現在、2回の無料健診を行っておりますが、国の子育て支援の拡充に伴った本市の今後の妊婦無料健診拡充への取り組みについてお伺いいたします。

以上3点で、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村敬子議員の質問にお答え申し上げます。

まず、まちづくりについての御質問についてお答えいたします。

マンションは城南地区計画の中高層住宅地区の区域内にございますが、この地区計画は、区画整理事業の地権者によるまちづくり検討会を経まして、平成12年8月に本市都市計画審議会の答申を受け、同年12月の第4回定例会におきまして御審議をいただき、条例化されております。

いろいろな議論を経て、中高層住宅地区の地区計画が決定されておりますが、このマンションにつきましても、地区計画に適合しているということで、適合通知書を出しておりますので、現行の諸規定に抵触するものではないと考えます。

また、地区計画の適合審査以外は、申し入れ、要望を行う根拠規定がありませんので、いずれも行っておりません。

ただ、きのうも、この松村議員の一般質問に答える中で、いろいろと審議したわけでございますけれども、やはりデザイン、あるいは色がどういふふうになるのかということで、その辺を確認するようにということで、きのう確認してまいりました。

恐らく、あそこの高崎中学校と同じような色合いのマンションになるのかというふうに私も感じた次第でございます。松村議員がおっしゃったとおり、やはり多賀城はこれからも景観には当然気をつけないと、せつかくの歴史的な遺産がいっぱいあるわけでございますから、今後とも景観、先ほど中村議員にお答えしたように、市民の主体性を醸成していきながら、景観づくりにも気を使った行政運営を図ってまいりたいというふうに思っている次第でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、高齢者福祉についての御質問でございますが、高齢社会に向け、持続可能な安定した介護保険制度にするため、平成 18 年 4 月から、いわゆる特定高齢者と言われる介護認定前の虚弱な高齢者を対象とした、介護予防事業が新たに創設されたところでございます。

厚生労働省の試算では、3 年後の特定高齢者の出現率を高齢者人口の約 5%と見込んでおりますが、今年度のチェックリストの基準が非常に厳しく、9 月末における全国での出現率は約 0.75%にとどまっております。

そのような中で、本市での特定高齢者の出現率は 1.2%の 116 名になっており、全国の平均レベルを上回っておりますが、新規の要介護認定申請件数が平成 16 年度に 375 件、平成 17 年度 328 件ということを見ると、本市にも潜在的に約 400 人くらいの特定高齢者がいるものと推測され、現状では約 4 分の 1 しか把握し切れていないということになります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成 19 年度からチェックリストの基準を緩和する報道がなされておりますが、いまだに通知は来ておりません。

次に、課題でございますが、特定高齢者は 1 年を通じ日々出現していることから、特定高齢者をタイムリーに把握するためには、住民基本健診、お元気ですか訪問事業はもちろん、家族や友人、御近所の方々、民生児童委員さんなどから多くの情報を提供していただくなければ、把握することが困難でございます。特に主治医の方々は貴重な情報源となることから、医師との連携は不可欠になっていきます。

介護予防は、早期発見、早期予防がかぎを握ることから、個人、団体を問わず、多くの方々による地域のネットワークを築くことが必要になっていきます。

このような問題に対応するため、新年度では地域包括支援センターを 3 カ所に増設し、より身近なところで特定高齢者だけでなく、一般高齢者も元気であり続けるための事業を展開するとともに、地域のネットワークづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、妊婦無料健診拡大についてであります。これは国の少子化対策の地域の子育て支援の推進として、平成 19 年度の地方財政措置が約 330 億円から約 700 億円に拡充され、その内容が妊婦健診の充実のほか、子供を守る地域ネットワークの機能強化などの児童虐待対策の充実及び自治体の創意工夫を生かした、地域の子育て支援策を図るものであることは聞いております。

しかしながら、具体的な財源措置等の詳細について、国及び県からはいまだに明らかにされておりません。

御質問の妊婦健康診査は、現在 2 回実施しておりますが、さらなる健診の拡充は、今後財源措置等を具体化された段階で、その他の子育て支援対策も含め検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

17 番松村敬子議員。

○17 番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

最初に、ちょっと順番が違いますが、まず特定高齢者の把握と現状についての今、御答弁に対してなのですけれども、現状は 4 分の 1 ぐらいしか把握がなっていないと。そ

これは国のチェックの基準がですか、厳しいことが原因だというような回答だったと思いますけれども、市としても、これから介護サポーター募集などでいろいろ対応はしていくと思いますけれども、国のチェックリストだけに限らず、限定しないでやはり市独自でも今後取り組むようにしていただきたいと思います。それがこれからやろうとしている介護サポーター制だと思いますので、ぜひ成功されるように取り組んでいただきたいと思います。

あと、次に、妊婦健診についてでございますけれども、国、県からの予算数値が具体化されたときには、きちんとなったときには、対応して、啓蒙していきたいということでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、最後に、まちづくりについて再質問させていただきます。今の御答弁によりますと、まず、まだ何も市としては行ってないというような状況でありました。今後、その辺を踏まえて、いろいろデザインとかそういうものに対しては少し要望していきたいというふうなお話がありました。

しかし、まず、私の方にこの問題を、知らない方も随分いるのですけれども、知っていらっしゃる方とかそういう方々から、私もこの件に関していろいろちょっと御相談したりなどした方なども随分いるのですけれども、やはり多賀城を愛し、その文化的・歴史的価値を理解するそういう識者、また市民の方から、景観が損なわれることに対しましての抗議の声が随分私に寄せられております。

また、東北歴史博物館の工藤館長は、多賀城の特別史跡は世界遺産にもなり得る価値を有している、そういう史跡であるというふうに言われております。

そういうことから考えますと、あそこにマンションが建つということですが、あそこは市民の財産というよりも、むしろ国、世界の財産とも、私はそのくらいの価値を有する特別史跡ではないかと思ひます。

やはりそれを保存していくということは、土地とか遺構、その場所だけではなくて、景観保全も私は当然入ると考えます。特にこれからの動向というのは、景観の保全ということが、今、内外的に叫ばれている状況であります。やはりそれを守るというのは、それを所有している本市として、その景観の保全も当然考えるというのは、市の責任ではないかと思うのです。

そういったときに、それを何もしないで、「わかりました」というふうにしていたということが、私にはとても何か信じられない状況なのですけれども、まず、このマンションが建つとわかったというのですか、それは市としていつの時点なのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、3点ほど質問あったわけでございますけれども、1番目と2番目、高齢者福祉と妊婦無料健診拡大のことは答弁は……。 （「答弁はいいです」の声あり）

いいですか。

それで、最後の、市の責任というか、問題でございますけれども、詳細については後、建設部長から答弁させますけれども、私自身も、今、松村議員がおっしゃったとおりだというふうにお思ひます。

ただ、行政として、今まで地区計画なりこの区画整理事業の地権者の方々などの経緯を見ますと、これは行政としては、今あれを高層 43.56 メートルですか、高さを制限したりというふうなことはできないわけでございまして、私自身も松村議員がおっしゃったように、東北歴史博物館の工藤雅樹館長さんですね、あの方とも 1 時間ほどいろいろお話しするときにございまして、「多賀城あつての平泉なのだ」ということを盛んに強調されておりました。

今度、平泉が世界遺産になるということでございますから、多賀城もそうあってほしいわけでございますけれども、そのためにも、多賀城全体といいますか、史跡保存だけではなくて、先ほどおっしゃったまち全体も景観に気をつけたまちづくりをするというのは、私自身もそのように考えております。

ただ、行政側が、「ここからここまでこういう色にきなさい」と、あるいは、「こういう高さにきなさい」ということではなくて、先ほど中村議員にもお答えしたように、やはり市民の気持ち自身がそういうものに盛り上がっていかないと、景観事業というのはなかなかできないものだということが、私しみじみわかってまいりました。

市議会議員時代にも、先ほども言いましたけれども、伊藤市長さんにもそういうふうなことで、多賀城を守るためにも景観形成をやっていただきたいということで言ったわけでございますけれども、去年、おとしですとか、景観緑 3 法という法律ができ上がりましたので、そういうこともございますけれども、まずは市民の盛り上がりを皆さんとともに図っていくことが肝要ではないかというふうに思いますので、ぜひその辺の御理解をいただきたいというふうに思っております。

先ほどの最後の部分ですが、建設部長の方から経過等お答えさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それでは、松村議員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、建築確認等々を申請する場合には、当該地区は地区計画が入ってございます。したがって、一番最初に地区計画の届け出を出します。そして、それを受けましてから建築確認を行ったと、そういう段取りになってございます。

それで、時期なのですけれども、地区計画の届け出がございましたのが平成 18 年 6 月 23 日でございます。当然、その段階で地区計画に合致しているかということをももちろんチェックいたします。

チェックした結果、「問題はない」と、そういうことで、確認通知書を 6 月 30 日に交付をしております。

それから、建築確認の方なのですけれども、それを受けまして、今度は建築確認の方が、これは今は多賀城市に持ってこなくとも、いろいろな検査機関がございまして、この物件につきましては、宮城県建築住宅センターの方で受け付けをしております。その日付が平成 18 年 7 月 3 日でございます。それを受けまして、同年 8 月 11 日に確認の許可がおりたと、そういう流れになってございます。

○議長（阿部五一）

17 番松村敬子議員。

○17 番（松村敬子議員）

平成 18 年 6 月 23 日に、市として初めてわかったという状況だと思いますけれども、今の地区計画の内容では、当然何も問題ないというのは、先ほどもお話ししましたが、私も理解しております。

であるならば、結局、市のその景観に対する認識というものが、当局の、何と申しますか、薄かったと申しますか、なかった部分があるからだと思います。本当にもう想像しただけで、もしあそこにマンションができたならば、もう未来永劫あそこにあるうちは、多分あそこを、「史都 多賀城」を見たいと思ってくる人たちからの声として、「なぜ」という思いと申しますか、そういう声というのは、建っているうちは必ずもうずっとあると思います。これは禍根を残した計画だったと私自身思います。

やはりそれを阻止するには、やはり市としても、もっと景観形成とか条例、また地区計画の見直しとか、そういうことというのはできたのではないのかというふうに思うのです。そういうことにもっと力をと申しますか、そういう方向で考えるべきではなかったのかというふうに思います。

あと、先ほど市長が、「市民からの盛り上がりが大事だ」と申しますか、「市民の合意が大事だ」ということを盛んに言われますけれども、待っていてそういうものというのはできるものだろうかということ、私も非常にこのごろ思います。やはり市としてのきちんとしたビジョンというもの、こういうまちにするのだという、こういう景観のまちにするのだというものが一本きちんと筋を通して、それを市民に、地域住民の方に理解していただくように集成をしていくような努力というものは、やはり市がしなければ、できないのではないかと思います。

というのは、お恥ずかしいのですけれども、私自身も不勉強で、余り景観ということに対して、最近勉強し始めているものですから、本当にもう少し私自身も早くわかっていれば、もっとこの地区計画ということに対しても関心を持って見ていたのかもしれないけれども、まさかそういう都市計画だったということも考えもしませんでしたので、こういう状況になってから声を出しているわけなのですけれども。

やはりそういうことからいっても、私も景観フォーラムに行って、本当に新たに認識した次第なのです。本当にいかにまちづくりにとって景観というのが大事なのかということも思って、今回こういう質問をすることにしたわけですが、やはりそういう意味で、市民の盛り上がりとか市民の合意を得るのを待ちたいということではなくて、やはり市独自として、市民にそういう景観とか多賀城の特別史跡、この史跡のまち多賀城というものに対してもっと理解を持って、誇りを持ってもらえるような、そういう取り組みということが大事ではないかと思います。

そういう意味で、これから業者に対してまたいろいろお話し合いもすると思うのですけれども、決して諦めず、やはり本市の立場というものを訴えていただいて、業者の良心に訴えていただきたいと思います。

どうかわかりませんが、業者として、もしこれを本当に考え直すとしたら、やはり業者自体も、私は非常に名を上げる、そういう業者になるのではないかと思いますけれども、市民の方から、これからどのような市民運動として盛り上がってくるかわかりませんが、そういう意味で、ぜひそういう方向で業者に対してやっていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

松村議員の言うことは本当にごもつともだというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、地区計画ができて、法的にはこれとはとめるということは、阻止するということは、恐らく全く難しいというふうに私は思います。

ですから、今後のことを考えながら、「歴史の道」そして詩都景観形成事業というものを平成 19 年度から始めるということでございますから、市として、全く市民の主体性、主体性ばかり言ってというふうに感じられるでしょうけれども、そういう景観形成事業を市の方でも、「こういうまちだったらいいのではないか」ということを、いろいろな会合があるたびに話し合いしながら、また、この事業を通しながら、市民の意向をまとめつつ、まち全体がそれに向かっていくような方策をこれから考えていきたいというふうに思いますので、ぜひ御了解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

ここで休憩いたします。再開は 11 時 10 分であります。

午前 11 時 00 分 休憩

---

午前 11 時 10 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

18 番根本朝栄議員の登壇を許します。

(18 番 根本朝栄議員登壇)

○18 番（根本朝栄議員）

私の質問は、市長の施政方針を受けまして、次の 5 点でございます。

菊地市長の就任後、初の予算編成となりましたこのたびの予算は、市長みずからの政策の基本的な方向である「安全・安心」、「元気」、「快適」、「感動」の四つのビジョンをもとに、今後 3 年間の実施計画の骨子を述べられ、その後に第四次多賀城市総合計画の政策体系に沿って主要な施策を述べるという、簡潔、明瞭にしてわかりやすい施政方針の内容となっております。

中身についても、大変厳しい財政状況にもかかわらず、公共施設の地震対策及び一般市民を対象とした耐震改修工事に市独自の助成制度の創設、また、小児救急診療及びたがじょう子ども生活塾の推進、そして早期建てかえが待たれる山王市営住宅の基本方針の策定など、新規事業を織りまぜながら、限られた財源を効率的かつ積極的に予算配分されており、評価できる内容となっております。

何かと大変な時期ではございますが、菊地市長におかれましてはなお一層の御努力と強いリーダーシップを発揮され、難局を乗り切っていただきたいと望むものであります。



さて、過日の河北新報に、県内 40 市区町村の犯罪率が報道されました。犯罪率とは、人口 1,000 人当たりの犯罪件数であり、これは 1 月から 11 月末までに起きた実際の犯罪件数をもとにまとめたものであります。

この中で、多賀城市が犯罪率 18%と、青葉区に次いで県内第 2 位の高い数値となっております。犯罪率は地域の危険度のバロメーターとされ、高率なほど治安がよくないと言われており、第 1 位の青葉区とは犯罪の内容が異なるとはいえ、大変憂慮すべき事態となっております。

市長は、施政方針の中で、このことに関し、「全国的にも特異な事件、事故が発生し、刑法認知件数も高水準で推移している中、市民が日常生活において感じる不安も著しく増大しております」と述べられ、「これに対処するため、地域防犯活動を促進する安全・安心まちづくり事業を展開する」と決意を述べられました。

しかし、西部地区の学校を中心とした不審者情報も相次いでおり、最近の犯罪の傾向性も多種多様化しているのが現状であります。

こういう中で、多賀城市全体の良好な治安を維持し、市民の安全・安心を確保するためには、現在の多賀城交番、大代駐在所、南宮駐在所の配置体制では対応不可能と考えるものであり、本市にとって幹部交番の誘致は欠かせない重要課題となっております。

幹部交番になるための要件としては、面積、人口、世帯等の要件は特になく、犯罪件数によるところが大きいと言われております。

当局においては、これまでも幹部交番の誘致について推進をされてきたところではあります。多賀城の治安回復のため、幹部交番の実現を目指し、積極果敢な誘致活動を展開していただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

さて、市長は、「元気な暮らし」を実現するための実施計画として、「多賀城駅北側と南側の一体的な整備を推進する」と述べられ、JR 連続立体交差事業や多賀城駅周辺土地区画整理事業並びに都市計画道路等の関連事業を推進する旨述べていますが、旧長崎屋については触れられませんでした。

私は、多賀城駅北側と南側を一体的に整備するためには、旧長崎屋を抜きに考えられないのであります。もちろん、このことについては市長の脳裏から離れない問題であると思えますし、行政主導で解決できる問題でもないことは十分承知であります。

しかしながら、着々と進行している駅前開発とは対照的に、南側の廃墟と化した旧長崎屋がそのまま放置されている現状を、市民の皆様はどうとらえるのでしょうか。まちづくりをしている今こそ、何らかの手を打たなければ、後世に禍根を残す結果となることを憂える一人であります。多くの市民が注目している旧長崎屋の現状及び打開策を、市長はどのようにお考えか伺います。

次に、公共交通に関することについてであります。昨年 12 月 20 日に廃止になった宮城交通の七ヶ浜循環線を、当該沿線の地域住民の通勤・通学等の足の確保という理由で、共通課題を持つ七ヶ浜町及び塩竈市と連携し、代替路線バスを引き続き運行していくこと、及び東部ユアアイバスについても 2 市 1 町が連携し、効率的で効果的な運行に努めていくと述べられました。

しかし、西部バス路線については一言も触れられず、私は非常に残念でなりません。それは、地域住民の足の確保という理由で、七ヶ浜循環線の代替路線を運行しているのに対し、

同様の理由でバス路線の運行を待ち焦がれている西部地区住民に対しては、何ら手を打たないからであります。

私は、西部バス路線について、これまで何回となく議会で取り上げ、その必要性については市長も十分認識していると思います。

また、昨年 12 月 20 日に、新田公民館で開催された「おぼんです懇談会」の席上でも、地域住民の方々から西部バスの運行を求める切実な声があったことは、菊地市長も御存じのとおりであります。

どうかその市民の声を真摯に受けとめ、西部バス路線の運行を早期に実施していただきたいと思います。市長の決意のほどをお伺いいたします。

次に、都市計画に関する施策についてでございますが、市長は、「よりよい土地利用を促進するために、第三次多賀城市国土利用計画に基づき、市街化区域や市街化調整区域に関する区域区分につきまして、地域住民との対話を深めながら、平成 21 年度までに見直し作業を進めてまいります」と述べられました。

そこでお伺いいたしますが、現時点でどこを見直そうとされているのか伺います。

また、「よりよい土地利用」という意味からすると、中央と東部地区は住宅密集地帯になっているため、将来の多賀城市のまちづくりを進めるためには、どうしても田園地帯が広がる西部地区に目を向けなければなりません。夏ともなれば、西部地区一帯が緑と化し、大自然をほうふつとさせるとともに、道行く人の心を和ませているのも西部地区特有の光景であります。

その一方で、地権者から、「後継者がいない。農家ではやっていけないので、調整区域を外してほしい」との率直な声があることも事実であります。

したがって、これからは、市長の言われるとおり、地域住民の皆様と十分に時間をかけて対話を重ねながら、土地の有効利用と今後のまちづくりを模索すべきと思うものであります。

そのことを踏まえた上でお伺いいたしますが、山王陸橋から高橋方面へ行く市道山王高橋線は、45 号線に抜ける数少ない幹線道路となっており、周辺にはヨークベニマルを初め多くの店舗が立ち並ぶショッピング街となっております。

そのため、周辺地域と調和のとれたまちづくりをするためには、特別養護老人ホーム「多賀城苑」までの左右の田園地帯についても、市街化調整区域を外し、住宅地などの土地利用を図ることも一つの方策かと思いますがいかがでしょうか。

また、平成 20 年度完成予定の玉川岩切線北側の農地についても、以前はサイエンスパーク構想がとんざした経緯があったようですが、多賀城インターが実現となれば、仙台新港との行き来も容易になり、物流拠点ともなり得ると思うのであります。

また、市長がいつも言われているように、村井宮城県知事の富県戦略に便乗し、自動車産業の誘致ということもあり得ると思います。

いずれにしても、多賀城市の将来の安定した自主財源確保のため、当該地域の将来構想を持つことも大事な視点ではないでしょうか。重ねて市長の見解をお伺いいたします。

最後に、福祉についてでございますが、市長が施政方針で述べた、「福祉タクシー利用助成並びに障害者等燃料費助成制度」について、従来の対象である身体障害者手帳 1 級、2

級の方及び療育手帳 A の方に加え、身体障害者 3 級の下肢障害者及び呼吸機能障害の在宅酸素療法者の方にも対象範囲を広げるとの施策は、大いに歓迎するものであります。

また、そのために大変厳しい財政状況の中、燃料費助成の一部を減額することもやむを得ない判断と認識するものであります。

さて、この制度と同じ身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳 A の方を対象とした福祉施策として、心身障害者医療費助成制度がございます。以前は乳幼児医療費助成制度と同じ条例で規定されておりましたが、現在はそれぞれ別個の条例となり、施策を展開しております。

この制度は、保険適用の治療費を全額助成する制度であります。その運用としては、窓口で一時的に負担し、3 カ月ぐらい経過した後に全額償還される仕組みとなっております。いわゆる償還払いでございます。

私に、ある御婦人の方から相談がございました。それは、「私の妹と妹の主人はお互い聾啞者で、年金生活をしております。2 人で障害者年金が月約 16 万円ですが、妹の夫が入院し、多額の治療費がかかりました。妹も定期的に通院し、その治療費もばかになりません。妹夫婦は生活が大変厳しく、私が援助していますがもう限界です。治療費が後で戻ってくるのですから、払わなくてもいいようにできないでしょうか」という内容であります。

障害者の場合は、就労困難な場合が多く、障害者年金で生計を立てている人が多いのであります。また、障害が要因による発症で医療機関にかかる頻度も健常者より多いため、大変厳しい生活を強いられているのが現状であります。

そういう中で、後で治療費が戻ってくるとはいえ、一時的に用意するのは大変困難を伴うものであります。

また、同じように、母子家庭や父子家庭に医療費を助成している母子・父子家庭医療費助成制度についても、償還払いとなっており、改善が求められております。

昨今では、さまざまな制度で、受給者が利用しやすいよう、制度の改善が図られております。例えば、最近では出産育児一時金の場合、昨年 12 月 1 日から受領委任払い制度に支給方法が改善され、多額の出産費用を用意しなくても済むようになりました。また、乳幼児医療費助成制度の場合、以前は、国保を除き、心身障害者の医療費と同じく窓口負担でありましたが、昨年 10 月から現物給付となり、窓口負担は一切なくなりました。さらに、高額医療費も本年 4 月から自己負担分だけで済むように制度の改善が図られるようであります。

このように、どうせ戻ってくるのであれば、最初から受給者に負担させることのないよう、制度の運用改善を図ることは大変重要な施策と認識するものであります。

心身障害者医療費助成制度及び母子・父子家庭医療費助成制度の支給方法を、窓口負担のない現物給付にすることについて、市長の理解ある答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本朝栄議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目でございますけれども、多賀城駅前への幹部交番誘致について、関係機関に積極果敢に働きかけられたいとの御質問でございますが、御承知のとおり、幹部交番設置につきましては、長年にわたる地域住民の切なる願いであり、安全で安心なまちづくりを進めていく上で最も重要な環境整備課題であると認識しております。

関係機関への働きかけとしましては、平成5年に県知事と県警本部長に対し設置要望書を提出したのを初めとして、仙台都市圏広域行政推進協議会並びに塩釜地区広域行政連絡協議会などを通じて、機会あるごとに要望活動を行ってまいりました。

また、私が市長に就任しましてからは、本年1月31日に市議会議長とともに、県知事及び県警本部長並びに所轄の塩釜警察署長に対し、それぞれ要望書を提出したところでございます。

今後におきましても、早期誘致に向けて、機会あるごとに関係機関に対し積極的な働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、多賀城駅北側と南側を一体的に整備するためには、旧長崎屋を抜きに考えられないが、現状と打開策はいかにということでございますけれども、現在取りまとめております多賀城駅北地区再開発事業につきましては、昨年6月1日に議員の皆様はその概要を説明させていただきましたが、平成17年度及び18年度の2カ年にわたり調査を実施した結果、平成19年度に新規事業として採択される見込みとなりました。

事業内容については、先般説明させていただいた内容と大きな変更はありませんが、説明時にも御指摘のあった旧長崎屋多賀城店との整合性については、その見きわめの時期が大きな課題となっております。

すなわち、かねてより本市が株式会社長崎屋に対しては、多賀城店営業時と同様の業種業態での再生を要請している中で、新たな所有者の活用形態を前提に、平成19年度における再開発ビルの基本設計を進めざるを得ないこととなります。

しかし、新たな所有者の決定がおくれることになると、再開発ビルの基本設計が先行せざるを得ません。

したがって、反対に再開発ビルの施設用途を前提に、旧長崎屋多賀城店の活用内容について、新たな所有者と協議していくという形になるものと思います。

いずれにしましても、旧長崎屋多賀城店をめぐりさまざまな情報、憶測が流れているようですが、具体的な協議にはまだ至っていないものと見ております。

同店の再生に関する本市の姿勢につきましては、これまでも機会あるたびに御説明申し上げますとおり、あくまで民間事業者による再生を、側面から支援していくことに変わりはございません。

次に、西部地区への巡回バス運行でございますけれども、西部バス廃止以後も、車両を小型化し、鉄道駅へのアクセス確保を目的として、西部バスの利用実績を参考に、コミュニティバス等の導入やルート、ダイヤ、定額一律運賃等を幾つか設定し、コスト軽減と利用促進を図る公共交通について検討してまいりました。

しかし、どのようなパターンで試算しても、コスト引き下げには限界があり、現在予測する需要を勘案すると、大変厳しい収支が見込まれます。

また、車両の小型化や割高な運賃設定によっては、利用者が予測よりも少なくなるおそれもあります。

さらに、運賃を引き下げて利用を促すことも検討しましたが、予測を大きく上回る需要がなければ、収支改善は見込めないことから、相当の需要がなければ実施は難しいと考えられます。

したがって、想定される需要をもとに、限られた財源の中で公共交通を実施していくことは、現段階では難しいものと考えます。

しかし、西部地区において日常的に利用するという潜在的な需要を十分に把握するため、平成 19 年度の早い段階で調査等を行い、その結果に基づき、利用対象者の範囲を特定した上で、運行目的を明確にした交通システムの構築を考えてまいります。

次に、よりよい土地利用を促進するための 1 点目といたしまして、今回の市街化調整区域から市街化区域へと見直しを進めることにしている地区は、都市計画道路玉川岩切線と県道泉塩釜線の間位置している東北新幹線側の南宮字庚申地区と、多賀城インターチェンジ側の南宮字八幡地区及び陸前山王駅の南側で、市道高橋 1 号線と高橋 2 号線の西側に位置し、山王市宮住宅までの山王字山王三区及び山王四区地区の合わせて 3 カ所でございます。

なお、この見直しに当たっては、上位計画との整合性を必要とされておりまして、この 3 カ所は第三次多賀城市国土利用計画と第四次多賀城市総合計画及び多賀城市都市計画マスタープランに位置づけされております。

次に、特別養護老人ホームに至るまでの区域区分の見直し並びに玉川岩切線北側の土地利用の将来構想に関する御質問でございますが、周辺地域におけるさまざまな動向を考慮した場合に、都市的土地利用への可能性を検討することは必要な視点であります。

しかしながら、土地利用の構想は一面的にとらえるべきものではなく、公共の福祉を確保するといった大命題のもと、自然的、社会的並びに経済的な諸条件を総合的に勘案したものでなければならないと認識しております。

その点、御質問の農用地は、稲作を中心とした食糧生産の基盤として、また、自然との触れ合いの場として、さらには防災上の観点から、保水機能を有する土地として、多面的な機能を有しております。

については、これらの諸条件を総合的に勘案し、第四次多賀城市総合計画の基本構想並びに当該基本構想に基づく第三次多賀城市国土利用計画では、優良農地として保全することにしております。

したがって、御質問の農用地については、現計画に基づき、その多面的機能を生かした農地としての基盤整備に努めており、現在のところ土地利用計画の変更は考えておりませんので、御理解をお願いしたいと存じます。

ただ、私が、市長選の折に話しました、先ほど根本議員もお話のように、村井宮城県知事の富県戦略の中で、その一翼を担おうという話を私も申し上げました。私自身が、この第四次総合計画並びに国土利用計画等いろいろな上位の計画があるものをわからなかった部分もございまして、できれば、当然第四次総合計画実施には、平成 13 年度からスタートした総合計画でございますけれども、その辺の見直し等も早目にやっていかなければ、多賀城市の市土計画も含めてでございますけれども、いけないのではないかとございまして、そういう構想の中で、物流拠点なり、あるいは工場なり、あるいは住宅なり、

農業関係者の方々との話し合いも進める中で、一緒になってその市土計画なりあるいは総合計画を変える方向性を持ちながら、そういう中で物流拠点等の配置も考えていかなければいけないものというふうに思っている次第でございます。

次に、心身障害者医療費助成制度及び母子・父子家庭医療費助成制度につきましては、対象者の方々が医療機関等で受診した際、窓口において一たん自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受けるシステムであります。

一方、乳幼児医療費助成制度の場合は、医療機関等の窓口で支払いを必要としない、いわゆる現物給付を平成 17 年 10 月から実施しております。

双方のシステムを比較した場合、現物給付制度であった方が、よりその利便性が図られるものと思われれます。

しかしながら、平成 17 年 10 月から実施しております乳幼児医療費助成制度の現物給付につきましては、本市が単独で実施したのではなく、宮城県内の全市町村の要望により、宮城県が数年の月日を費やし、医師会及び各保険者等の協力を得ることにより、実施することができたものであります。

したがって、今回の御質問につきましては、宮城県及び県内の各市町村の動向を見守りながら検討させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

18 番根本朝栄議員。

○18 番（根本朝栄議員）

まず、1 点目でございますが、本年 1 月 30 日にも、議長と一緒に要望したということで、積極的に幹部交番の誘致については御努力をいただいているということでございます。

新聞に、先ほど御紹介しましたけれども、犯罪率が 18%だったと。こういうことが報道されまして、それ以降、交通防災課では、駅前の警察官立寄所ですか、警察署にお願いして、そこに警察官が常駐をされているというような御努力もされていることは十分承知しております。速やかな対応をされているなどこのように感謝申し上げます。

ただ、全体的な将来のことを考えますと、やはり幹部交番の誘致は欠かせない課題でございますので、今後とも積極的に誘致活動をお願いをしたいとこのように思います。

それから、2 点目の、長崎屋に関しましては、私も一般質問の中で申し上げましたが、民間のことであるから、こちら側が主導で行うということはなかなか難しい、そういうこともあるでしょう。

しかしながら、かといって、そのまま放置しておくのもこれも問題だと。市長が、一体的に北側、南側を整備すると、このように施政方針でおっしゃっている意味は、何とかその長崎屋も解決したい、こういう思いがそこには含まれているのではないかとこのように思うのですがいかがでしょう。

多分そうだと思いますので、先ほどもお話が具体的な協議には至っていないという状況でございますが、今の段階で市が側面からできることは何なのか、こういうことを少し検討していただきまして、少しでも早く解決できるように、ぜひとも御努力をお願いしたいとこのように思います。答弁は要ります。

それから、3点目、公共交通に関するバス路線のことでございます。問題は、コミュニティバスを検討して、定額低料金、私が提案していたということも検討して、どうしても収支が合わないというお話で、平成19年度においては利用者を特定するような形で、何とか別な形で運行を検討したいというような、そういう旨のお話がありました。

ただ、市長が今おっしゃったその中で、一つだけやはりそれは違うところがあると思うのです。それは収支というところに随分考え方の力点を置いているというところが、私は間違いだと。例えば、先ほどの七ヶ浜循環線、これもきちんと赤字分を補てんしている。東部ユアイバスは黒字でありません。赤字を補てんしているのです。東部の住民の足のために、赤字補てん覚悟でやっているのです。

西部バス路線も最初はそのとおりなのです。西部の皆さんの足を確保するために、赤字覚悟で昭和61年度に運営が始まったのです。ところが去年の5月いっぱい廃止になりましたけれども、その廃止する前に私が言いたかったのは、運行形態を変えろとか、あるいは同じように運行してきていますから、やはり小さなバスにして、コミュニティバス、ウェスタンバスのような名称をつけて、カラフルにして、若い人から年寄りまで乗れるような巡回バス、前は1日に4本来たのでしょうか、巡回バスにすれば、1日何本来ますか、1時間置きに1本来ます。こういう運行体制をつくれれば、利用者がふえるということ。それから、もちろん赤字覚悟でやるのですから、これは福祉的予算で、きちんとその予算は市長が確保する、西部の皆さんの足の確保のために、これが大事なのです。この事業はやはりそういう決意を持って臨んでいただくべき事業だと、バス路線だと、このように思います。

ですから、どうか特定の人だけということではなくて、あの辺の地域の地域性を見れば、バスが来て手を挙げて、すぐ乗せるような、そういう本当にその地域性のあるコミュニティ的、そういうバスの運行が一番求められているのです。あなたは登録されていないから乗せませんというような、そういう特定の人だけ乗せるようなバスということではなくて、だれでも乗れるそういうバスが私は基本だと思います。

ですから、どうか10人乗りの小さな小型タクシーのようなバスでも結構ですし、15人ぐらいの小さなバスでも結構ですから、そういうこともどうか収支にこだわらず、検討していただきたいと思いますが、市長の答弁をお願いします。

それから、4点目につきましては、市長の御答弁のとおりでございます。地域住民の皆様とよくよく御検討いただきまして、将来的にどうなのかということ、あるいは、皆さんの御意見がもしいろいろな形で方向性があるならば、先ほどおっしゃったように、そういう計画を変える、見直すことも私は大事な視点だと思いますので、ぜひともその地権者の皆様の御意見を最大限に尊重する、また聞いていく、そういう場を設けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、一番最後の5点目なのですが、市長も私と同じ認識でございます。乳幼児医療費のように現物給付にした方がいいということですが、県の方の関係がやはりあると思います。多賀城市独自ではなかなか難しいと、事務的にもやはり難しいのではないかと私も思います。

そういう意味では、県の事務担当者レベル、あるいは市長同士、県の首長さんの会合、そういう場等で、いろいろな課題が残っていると。心身障害児医療費の助成制度についても、ですから乳幼児医療費と同じように、窓口負担がないように何とか要望していきましよう。ほかの首長さんにもお願いをして、ぜひともまとまった意見で県の方にもお願いをしていただきたいとこのように思います。この辺も答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第1点目の、幹部交番の件でございますけれども、これも積極的に、またなお一層頑張っ  
てまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の、長崎屋を抜きにして考えられないという話でございますけれども、こ  
れは根本議員おっしゃるとおりでございますして、私も先ほど答弁でも申し上げましたよう  
に、北側だけは再開発株式会社が今度発足して、中身がある程度、だんだん、だんだん決  
まっていくわけですが、これと同時に並行的に長崎屋の方も決まっていけないと、多  
賀城のへそたる市心づくりができないわけでございますして、当然、地権者の方々ともしよ  
っちゅうお話し合いしながら、「今どうなっていますか」ということで聞きながら、今や  
っている状況でございますして、できれば、多賀城の市心づくりというものに関しましては、  
やはりにぎわいのある、要するにコンパクト・シティ、今、国交省等でお話ししておりま  
す。今までは郊外型が中心だったわけですが、まちの中心部ににぎわいを持てるよう  
なまちづくりを、私自身進めていかなければいけないというふうに思っているわけでご  
ざいます。

あの北側と南側に多賀城市のどういうものを入れるかということによって、多賀城の駅前  
のにぎわいが戻ってくるものだというふうに思っております。

西部バスも、例えば、昔は高橋地区にああいうふうなヨークベニマル等はなかったわけ  
でして、昔あったようににぎわいが戻れば、西部バス路線もそれに伴ってこちらに来たくな  
る方も多くなるということでございまして、相乗効果が出てくるのかと。こちらに来たい  
ような施設があれば、当然、西部バス路線もそれで生かされるという相乗効果がねらえる  
ということもございしますので、そういうふうに図ってまいりたいというふうに思ってお  
ります。

バスにつきましては、先ほど答弁でお話し申し上げましたように、平成19年度の早い段階  
での調査ということも踏まえながら、いろいろとタクシー会社などの協力もいただきなが  
ら、私自身も直接お会いして、どういう方策があるかいろいろ聞いてみた段階で、決断を  
いろいろしてみたいというふうに思っております。

それから、よりよい土地利用を促進するためということで、地権者の意見を述べる場をと  
いう話でございますが、当然、地区懇談会はやっていますけれども、特定して、この地域  
の農業をやっているの方々、いわゆるこの地域の、南宮の、前にサイエンスパーク構想があ  
った地域の方々、農業の方々、あるいは山王から高橋にかけての地権者の方々、そうい  
う方々と平成19年度にはできるだけ意見を聞く機会を持って、将来構想を総合計画なり、あ  
るいは市土計画なり、その中に反映させていきたいという思いでございますので、そうい  
う機会はぜひ持ちたいというふうに思っております。

それから、5番目の件は、ほかの首長さん方の御意見も求めながら、一緒になってやってい  
きたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

18番根本朝栄議員。

○18番（根本朝栄議員）



ありがとうございました。

バスについても、前向きに検討してみたいと、そして決断をおろしたいと、こういうこと  
でございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

現実的に、バスがないために文化センターの講座にもう行けなくなった方、それから通勤  
で使っていた方が、今非常に困っている方、そういう方がたくさんいるのです、本当に。  
ですから、私は自分の意見だけを言っているのではなくて、私はもう西部地区住民の皆さん、  
本当にバスを待ち焦がれている皆さんの意見を代表して今言っているわけですから、  
どうかよい決断を御期待申し上げます。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 49 分 休憩

---

午後 0 時 59 分 開議

○議長（阿部五一）

皆さんおそろいでございますので、ちょっと 1 分ぐらい早いかなと思ひますけれども、再開  
いたします。

ここで、午前中の本会議における一般質問の発言に関しまして、14 番中村善吉議員から改  
めて発言を求められておりますので、これを許します。14 番中村善吉議員。

○14 番（中村善吉議員）

午前中の本会議における私の一般質問に関する発言で、一部誤解を与える発言箇所があり  
ましたので、会議録からの削除について、よろしくお取り計らいいただきますようお願い  
申し上げます。

○議長（阿部五一）

ただいまの中村善吉議員からの発言により、議長において、誤解を与える発言箇所につい  
て、会議録から削除することといたします。さよう御了解をお願いします。

それでは、12 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

(12 番 昌浦泰己議員登壇)

○12 番（昌浦泰己議員）

私の質問は 2 点です。

最初の質問は、市役所職場環境と再生についてです。

市役所という一つの組織を動かしているのは、言うまでもなく職員です。職員がおのれの  
持ち分で力を発揮し、市民の生活、そして福利の向上に全力を傾注すれば、その効果はひ  
としく市民全体に還元され、あすの多賀城は今よりも住みやすいまちになるのは受け合い  
であります。

しかしながら、16年近く市議会議員として市職員の現実を見させていただくと、職員を取り巻く環境に幾つかの阻害要因があることを私は感じ、過去にも今回と同じような質問をさせていただいております。

私が警鐘を鳴らしても、職員の意識は旧態依然とし、最近の例では、昨年8月以降4件もの職員の不祥事が私の知るところです。

また、心に不調を来した職員のことたびたび散見しております。

それでは、私が阻害要因と考えるものを例示し、私なりに考えたその対策を申し上げ、市執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

縦割り行政とはよく耳にする言葉です。職員の一人ひとは、自分の守備範囲を守ることにきゅうきゅうとして、それが係、課室、部と同じような考えや行動にあるのが現在の多賀城市役所の実像です。

そして、職員はほかからの干渉を受けることを極力避けようとする意識があり、それが前述の係、課室、部と広がるようです。

この体質は、新任職員として採用され、職員としての服務宣誓をしたときから、長い年月をかけられてつくられていくのです。

当初は職場や仕事になれようと一生懸命でも、職場環境や人間関係の上でも心に余裕が生まれるころに、何かが違ふと感じ、先輩に話を持ちかけると、「それがここの職場だ」などという答えが返れば、「そうか、それならそうしていくのが賢明なやり方だ」と思ってしまいます。

仮に、職員のだれかが縦割り行政を打破しよう、組織を改革しようと思い、行動に移しかけると、周りからの圧力で身動きがとれなくなり、どうにもならなくなるように追い込まれてしまい、こんな余計なことに労力を使うなら、気軽な職場環境に身を浮かべ、与えられた職務をこなす、自分の余暇に好きなことをしようとあきらめてしまうのではないのでしょうか。

そして、多くの仕事をやっても、日常業務を無難にやり、定時に帰宅しても、給料には差がない。下手に残業などしようものなら、おのれの能力を疑われると考え、ますます積極性に欠ける行動に心の羅針盤が向けられるのです。

阻害要因の2番目は、責任の所在がどこにあるのか不明瞭であるという問題です。何を行う場合でも、責任の所在が大きな問題であります。どんな組織でも明確な責任の所在が存在するはずなのですが、どうも市役所ではそうならないのではないのでしょうか。

一例を申し上げます。課長、係長、係員で部長のところの説明に行き、課長の説明に不備があったり、資料漏れがあったりし、部長への説明がうまくいかなかったとします。そのときどうなるのでしょうか。課長は、「どうなっているのだ」と係長を見て、係長も、「こうだと思いがどうだったか」と、担当者の方を見ます。担当者が答えられないと、「何をやっているのだ」と、部長、課長、係長から担当者はしかられます。うまくいかない責任はすべて担当者に押しつけられます。

まだこの場合、対外的な場ではないのですから、後で取り返しもつきますが、対外的な場面、窓口での市民への対応、市議会での対応なども同じ流れになるのがほとんどのようです。

一番下の人間に責任が押しつけられる雰囲気は日常茶飯になってはいませんか。係員が責任をとるのであれば、もはや上司は要らなくなります。そういう上司への不信感が積み積もっているのが現在の市役所の実情ではないでしょうか。不信感から絶望に変わった人が、前述の心身に変調を来した職員ではないでしょうか。

何かうまくいかないことが起きると、「私は反対したのだが、みんながそう言っていたので」ということになり、反対した人が多くなって、だれも賛成しなかったことが明らかになります。だれも賛成しなかったのになぜ事が決まったのか、責任の所在がどこにあるかが不明瞭なままになり、結局は、声を大にして反論ができない主務担当者という下の人間が悪いことになってしまいます。私は不思議な世界が市役所に存在していると思うのです。

第3の阻害要因は、達成感の喪失です。だれでも自分の担当している仕事が一番と考えます。端的な例を挙げれば、自分が書く起案文書が一番大事と思い、何事もなく決裁が下されるよう心血を注ぎます。つたない経験ですが、私自身、入所3日目にして、先輩方の御指導のもとに、課長決裁の文書を書き、回覧を経て、課長の印が押されて自分のもとに戻ってきたときのうれしさは、いまだに鮮明に覚えております。この議場に、理事者側にお座りの方の判が、係員の欄に押されていたことを、懐かしさとともに思い出されております。

まず、自分の仕事を仕上げることができたという達成感、周りから認められたという事実、責任を全うした満足感は、言葉や数字ではあらわすことのできないものであります。やり遂げたという気持ちが仕事を進めていく上での最も重要な原動力であり、喜びであります。

ところが、苦労してでき上がった仕事が自分のものでなくなったらどうでしょう。例えば、何かの会議を開いて決定しようとし、担当者はいろいろ調整し、仕事を進め、当然課長の了解を得て仕事を行い、対外的にも庁内的にも調整され、無事終了し、市長や部長に「よくやった」と褒められたとします。課長が褒められ、さまざまな機会に、「この件は私がやりました」ということを発言します。確かに課長が指導力を発揮したのでしょうか、それはそれでいいのですが、その後に担当者に何のフォローもなければ、課長だけがよい思いをして、担当者は埋没してしまいます。共同で課を挙げての仕事がされたという充実感、達成感の喪失につながります。うまくいかなかったときは、下の職員の責任にして、うまくいったときは自分の手柄では、だれも納得しません。これでは上司と部下の間の溝は深まるばかりであります。

もっと怖いのは、場合によっては職員のモラルハザードに進展していく危険性があるのです。

第4の阻害要因は、職制の多さであります。部制導入に伴って、部長を筆頭に部次長、課長、課長補佐、係長、主任主査、主査、係員という非常に多層、8段階の階層ができています。

階層が多いということは、それだけ決定に時間がかかるということです。先ほど例に述べた私の最初の起案文書は、係員、係長、課長という階層だったので、文章を書いて回覧に回しても、半日も要さずに決裁ができました。今は、場合によっては部長の決裁を受けても、助役、市長と進んで説明、了解を受けなければならず、また、内部意思決定としての庁議等の機関もあり、最終決定までに時間がかかるのは、現実として避けられない事実であります。最短の決定でも課長決裁ですから、課長、課長補佐、係長、係員という最低限のラインの判が必要となっています。

ただ、文書が回っても、決裁が完了するものであれば、苦勞は要らないのですが、説明を要するものは6段階すべてに説明し、納得をもらわないとならないものもあります。これに相当数の労力と時間がかかります。これが仕事とはいえ、上司の中には間違った法解釈やせっかくのアイデアに理解を示さない人もいて、職員にストレスと疲労を蓄積させます。

今まで申し上げた阻害要因の解決については、私は以前に質問しておりましたグループ制の導入が解決の早道と考えます。現在の部、課室、係という区分を廃止、グループは名称や組織編成を条例や規則で定めるパターンから脱却し、部の下には業務内容を列記し、その分類により職員を配置する方法がよいと考えます。

また、職制を3段階ほどにし、スピードある決裁を目指すべきであります。

グループ内の業務は職員全員が掌握し、しかも迅速に対応できる環境になるのが理想であります。窓口での市民への対応も、手のすいている職員が速やかにこなしていくという方法に変えるべきものであります。

一つの部に3ないし4のグループをつくり、業務が関連するように組織上も関連づけた体制にすべきです。そして、人事異動は今までの硬直したやり方から、部組織内の一つのグループが繁忙なときは応援できるようにし、1人の職員、一つのグループが任務過重になることを避けるようにすべきであります。これは今までのヒエラルキー的組織での発想を根本から覆すこととなります。上に立つ人間ほど仕事を多くこなし、グループ内の出来事に目を光らせなければならぬことになり、結果として責任の所在が明らかとなります。部長の下にはグループ長とサブリーダー、そして係員という階層しかなく、決裁も手早く済み、決定事項が即実行に移されるのであります。

この組織編成では、あらかじめだれが最終決定を下したかが明確にわかる仕組みをつくっておくこと。言い換えれば、大幅な権限移譲を実施し、最終決定をした者が責任を持つというルールを決めなければ、せっかくのグループ制も画餅になりかねません。グループ制導入時に、このルールはワンセットで決定しておくべきと私は考えます。

グループ制導入は、1人がすべき仕事の分担を極力少なくしなければなりません。そして、グループ内で相互に助け合うようにしなければなりません。そうでなければ実施する意味がないと思います。

現在の組織体制では、人知れず仕事の量や困難さに悩んでいる新人職員や、壁に当たっているベテランも存在している可能性があるのです。また、要領よく仕事をし、積極的に仕事を覚えようという意欲ある職員には、物足りなさを感じることがあると思うのです。仕事に行き詰まったときに、心ない上司が変に督促し、人間性にまで言及して心理的に部下を追い込んだ例を私は見聞きしております。また、任務になれが生じて、心にすきを生じる職員、達成感の喪失から、身勝手な解釈で行動に走る職員などなど、職場は常に人間的にも職業的にも、倫理を確認し合う必要があると私は考えます。

今議会に上程された議案第23号 多賀城市一般会計補正予算(第4号)を審議する補正予算特別委員会で、市当局が資料として提出した市民課窓口業務人材派遣仕様書に、業務遂行における倫理の項目がありました。読み上げてみたいと思います。

「市民課窓口業務は市の業務の重要な一端であることを認識し、その対応は迅速・正確かつ公正を期するとともに、親切丁寧、簡潔を旨とし、相手方に不快の念を抱かせないように業務を遂行すること」と書かれています。

これを私なりに読みかえて、職場内倫理をつくってみると、「市の組織のいずれもが、市の業務の重要な一端であることを認識し、職務遂行に当たっては、迅速、正確かつ公正を

期するとともに、上司が部下を指導助言するときは親切丁寧、簡潔を旨とする。そして、職場内では上下の別なく相手方に不快の念を抱かせないように心がけ、職務に専念することは言うに及ばず、いささかも社会通念上の倫理を踏み外すことなく、市民の信頼と期待にこたえるよう業務を遂行すること」となります。

以前に私は職員のモラルハザードに関しての一般質問を行いました。当然、市当局としては、その予防等に意を体しておられることと存じます。グループ制導入と時を移さずに、職員の倫理に関する研修等を拡大すべきと思います。

そこで、一般質問通告書の要旨に記載した、

- (1)市組織のグループ制の導入の検討に入る時期ではないか。
- (2)組織決定事項の責任の明確化を規則等で定めることをどうお考えか。
- (3)職員の倫理に関する研修等を拡大すべきと考えるがいかに。

市当局の見解を伺うものであります。

次の質問は、多賀城警察署新設配置についてです。

私は、平成 18 年第 1 回市議会定例会の一般質問で同様の質問をいたしました。その中で、平成 16 年中の犯罪率で仙台市青葉区、仙台市宮城野区、仙台市若林区に次いで当市が第 4 位になっていることに触れました。

昨年 12 月 14 日の河北新報朝刊が報じるところでは、県警が集計した昨年 1 月から 11 月における人口 1,000 人当たりの犯罪発生件数で、仙台市の 5 区を入れた市区町村別犯罪ランキング第 2 位が本市となったとのことです。

これはゆゆしき事態と思い、通告書にペンを走らせました。ちょうど 1 年前に同じ論旨で一般質問をしておりますので、ここでは端的に一般質問通告書の要旨に記載した、

- (1)平成 18 年第 1 回市議会定例会でも質問をさせていただいておるが、前回質問以降の進展は。
- (2)治安に関する当局の認識と今後の取り組みはどのようなものか。

2 点について、市当局に御見解を伺うものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長（菊地健次郎）

昌浦泰己議員の質問にお答え申し上げます。

第 1 点目の、グループ制につきましては、平成 18 年 3 月に策定した行財政システム改革プランに掲げる、スリムで機動的な市役所を目指して、平成 19 年度から実施する組織改編の過程において、導入の検討を始めております。

グループ制の利点として、柔軟な組織運営が可能となると同時に、意思決定に係る階層をフラット化することで、事務処理の迅速化が図られることは御承知のとおりです。

ただし、グループ制への移行に当たっては、いわゆる手続重視の事務事業消化型組織から成果重視の政策課題解決型組織へと、組織機能そのものの転換が伴うことから、組織の形を変えるだけでなく、目標管理の考え方に基づく政策体系と組織目標の合致、それに伴う職位に応じた職責の明示、管理職のマネジメント力の強化が求められます。

そこで、平成19年度には新設する市長公室にグループ制の考え方を一部導入するとともに、組織機能の転換に向けた目標管理、育成評価、人材育成を推進し、平成20年度の組織改編の際には、可能な限りグループ制の考え方を導入してまいりたいと考えております。

2点目の、組織決定事項の責任の明確化につきましては、御承知のとおり、行政組織規則及び事務決裁規定におきまして、それぞれの職位権限に応じた職責について定めているところでございますが、先進自治体の例を見ますと、意思決定に係る会議を経営会議と位置づけ、経営責任職や運営責任職という呼称を用いて、みずからの職責に対する認識を高める取り組みが行われております。

また、経営方針や組織目標に基づく成果測定の講評を行いながら、努力すれば報われる、能力・実績主義に基づく人事制度への取り組みも行われております。

本市におきましても、1点目で述べました目標管理及びグループ制の導入、職位に応じた職責の明示とあわせて、管理職の資質の向上及び職員の意欲にこたえられる人事制度の検討を行ってまいります。

先ほど昌浦議員が述べられました、部長から課長、そして係長から担当者へというふうな話で、最終的に担当者だけに責任が負わせられるような話もありましたけれども、私も6カ月過ぎて、今の市役所内部をいろいろ見させていただきましたけれども、昌浦議員は長年にわたって市役所で働いた方でございますから、そういうふうに感じていらっしゃるのかと思いますけれども、私自身は、そういうふうなことは多賀城市ではないというふうに思っているところでございます。

次に、第3点目の、職員の倫理に関する研修等を拡大すべきと考えるがいかがかとの質問ですが、最近、地方公共団体において飲酒運転による交通事故などの不祥事が相次いでおり、また、本市におきましても、昨年相次いで職員の不祥事が発生したことについては、市民の皆様大変御迷惑をおかけしたところでありまして、私としましてもまことに遺憾に感じているところでございます。

さて、本市におきましては、毎年、新規採用職員研修において、地方公務員法をもとにした社会的責任や権利と義務について、基礎的事項を修得させております。

また、職場研修、いわゆるOJTにおいて、管理・監督者が部下職員の範となるよう、公務員としてみずからその姿勢を正すとともに、服務義務、公務員倫理に係る周知徹底を図り、全体の奉仕者としての自覚を促しているところであります。

今回御指摘のありましたように、個別に公務員倫理研修を実施することも有効な手段の一つであると思われませんが、基本的には組織の風土の改善と職場環境の再生を図るため、上司と部下の良好な関係を築くとともに、職場研修の中で繰り返し倫理の確保に努めていくことが重要であると認識しております。

このことから、具体的には、育成評価システムに基づく育成評価研修の中で、改めて公務員倫理はもちろん、職場研修の重要性の項目に盛り込みながら、倫理観の醸成について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、多賀城警察署新設配置についてでございますが、前回の御質問でも回答申し上げましたとおり、県警察本部の警察施設整備計画審議委員会においては、組織体制の強化と今後の交番、駐在所のあり方といった点を含め、中長期的展望に立った検討がなされているところでありますが、この再編整備計画に新たな警察署の配備を組むことは、財政状況により困難であると聞いております。

このことから、県警察本部の方針としては、現在の警察官配備計画の中で機動力を強化することとしておりまして、塩釜警察署では、昨年末からの年末年始特別警戒を機に、多賀城駅前警察官立寄所を活用して、警察官2名を常駐をさせるなど、準交番化したシフト体制をしき、警ら等を含め対処していただいているところでございます。

現時点におきましては、こうした状況にありますので、先ほど根本議員の御質問でも回答申し上げましたように、まずは多賀城駅前への幹部交番設置について、関係機関に強く要望してまいる所存でございます。

次に、第2点目の御質問であります。御承知のとおり、昨年末に新聞報道されましたように、本市が県内では仙台市青葉区に次いで高い犯罪発生率があるという状況については、十分に掌握しておるところでありまして、極めて憂慮すべき事態であると認識しております。

本市の犯罪の種別としては、自転車やオートバイといった乗り物にかかわる犯罪が、全犯罪認知件数の52.4%と半数以上を占めているのが実情であります。

こうした背景があることから、昨年10月から塩釜警察署の呼びかけで、地区防犯協会等の協力を得ながら、盗難が多い市内各駅前駐輪場を中心に、利用者への盗難防止の啓発、指導を実施しているところでございます。

こうした活動の結果、これまで月に100件から150件以上も発生していた犯罪件数が、60件台まで減少してきており、多賀城駅前警察官立寄所への警察官の配備ということもあわせて、その効果が徐々にあらわれてきているものと思っております。

しかしながら、今後の本市の犯罪傾向としては、仙台市と同様にますます都市型化の様相を呈してくると思われまますので、今後、安全・安心まちづくり条例を制定し、さらに警察当局を初め関係団体、地区防犯協会、地域防犯ボランティアとの連携を密にして、一丸となった犯罪抑止活動や犯罪が発生しにくい環境づくりに取り組み、安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

12番昌浦泰己議員。

○12番（昌浦泰己議員）

グループ制導入は検討に入っておられて、平成19年4月1日からの市長公室には、一部そういうものが導入されるということで、これはパイロット的な意味合いを持って、そこで準備をしてから、20年からそういうグループ制の方に移行していくという一連の流れがあるわけで、これに対しては、私ども、もう検討に入る時期どころか、もう検討に入って、実行の時期に来ているのだということを認識させていただきました。

それから、例で例えた私の話、市長はそういうことはないと言うのであれば、今後はそういうことはなくなるだろうと期待させていただきまますけれども、私どももいろいろと市役所の中を訪ねて歩いたり等々していると、そういう事態を散見した、こういう一般例でござ

ざいます。すべての部、課室でどうのこうのではないのですが、そういうことがあったということだけは、これは否めない事実であります。しかしながら、市長就任以降、そういう責任の押しつけ合いのようなことはないという市長がおっしゃるのでありますから、今後はそういうことが多賀城市役所の中ではなくなるであろうということ、私自身も期待をしておるところでございます。

それから、職員の倫理に関する研修等の拡大の件でございますけれども、オンザジョブトレーニング(OJT)等々を含めてなさっていくのは当然のことであるのですけれども、しからば、昨年の8月以降のこの不祥事はどういうことで発生したのかと、私はちょっとその辺は疑問であります。

しかしながら、今後はそういう倫理の研修等を拡大していくという方向で検討していかれるのであれば、要望にしておきたいと思えます。

それから、根本議員の一般質問にも回答がありましたから、この警察に関する関係は、ちょっと触れる程度にしておきたいのですけれども、憂慮する事態というのは、もうすべての市民はわかっているわけでございますし、やはり乗り物等が犯罪件数の中で52.4%だということなのですけれども、しかしながら、そういうことは何か総合すれば犯罪件数というのは、犯罪発生率というのは高くなるわけで、やはりここは、一般質問、今の市長でない、鈴木和夫市長に私はさせていただいておるのですけれども、警察の再編など、その辺が、今一番いい時期だというふうに私は申し上げたのです。というのは、市町村合併で、一つの市の中に二つの警察署の存在などが多く見受けられるということを例示して、一般質問をさせていただきました。回答の中でもお話があったような、警察施設整備計画審議会、委員会というものが県警の中に置かれておって、そこでいろいろ検討しておられるのでしょうか、やはり犯罪率が多賀城が突出して高くなっているような、いわゆる仙台の5区の中の青葉区に次いで多賀城というのは、これはゆゆしき事態でございますので、その辺で、やはりこれからも機会あるごとに云々ではなくて、もうほとんど定期的でも結構ですから、何かしらのアクションを起こしていただき、いわばもう塩釜警察署もあるのだけれども、多賀城市に新設するような意気込みで、幹部交番などという小さなことではなくて、そういう意気込みで取り組んでいただきたい、このことを要望させていただきたいと思えます。(「回答は」の声あり) 要りません。

○議長(阿部五一)

11番小林立雄議員の登壇を許します。

(11番 小林立雄議員登壇)

○11番(小林立雄議員)

私の一般質問をさせていただきますが、これは最後の一般質問になるわけで、この24年間、通算96回目の一般質問でございます。

最後ということで、冒頭に私の思いを若干述べさせていただきたいと思えます。

御承知のとおり、今日の日本の政治の状況についてであります。国民の間に貧困と格差が大きく広がっています。ワーキングプアが400万世帯ある、こういうふうなところにもこれはあらわれております。自民党政治がもつぱら構造改革という言葉のもとに大企業を応援して、その横暴を野放しにする一方、庶民に増税などの負担増と社会保障の改悪、労働法制の改悪などを次々に押しつけてきた結果であります。



小泉政権にかわった安倍・自公政権は、この上さらに新たな負担増で国民を苦しめようとしております。

その一方で、大企業は低賃金やサービス残業、偽装請負などの違法な働かせ方で、史上最高の利益を上げております。その大企業や大金持ちに対して安倍内閣は大減税のプレゼントまで振る舞おうとしているのであります。

悪政の横行は暮らしの問題に限りません。通常国会では我が国をアメリカとともに海外で戦争する国につくりかえる、憲法改悪のための改憲手続法の強行がねらわれております。

安倍首相は、「在任中に憲法を変えたい」と明言し、年頭の記者会見では、「憲法問題を参議院選の争点にする」とまで言い切りました。今ほどこうした悪政の横暴に正面から立ち向かうことが求められているときはないと思います。

それゆえ、私は、格差を正し、憲法を守り、発展させる、そのために、つまり暮らしと平和を守るために新たな挑戦をしようと決意をした次第であります。どうか市民の皆さんの御理解を心からお願い申し上げる次第であります。

それでは、私の一般質問、通告どおり4問ございます。

1 問目は、乳幼児医療費助成制度についてであります。

少子化傾向が今あるわけではありますが、この少子化は日本社会の存続にかかわる深刻な問題であります。不安定雇用と長時間労働、庶民大増税、貧困と社会的格差の拡大、子育ての社会的環境の悪化など、政治と社会のゆがみが、子供を産み育てることを困難にしております。

子育て中の女性を対象とした意識調査では、経済的支援の要求が7割、保育所などの充実、出産・育児のための休業、短時間勤務、希望者への再就職支援の要求、そういうものがそれぞれ4割近くを占めているのであります。

次世代育成計画策定時のアンケートでも、同様の傾向が指摘されておりました。

とりわけ、若年労働者の中で非正規雇用の拡大などにより、収入が少ない階層が急激にふえている、そういうことを考えるなら、少子化対策の一環として乳幼児医療費助成制度は大きな役割を担っているのは明らかであります。

仙台市は、2月議会を前に、入院だけでなく、通院についても小学校入学前まで助成の対象年齢を引き上げ、所得制限についても緩和する措置を発表いたしました。

政府も2008年度から、就学前までの医療費の自己負担を2割に軽減することを決めており、制度拡充の条件は広がっております。

全国的には、中学校3年まで医療費助成が大きな流れになっています。東京23区では、中学3年生まで医療費無料という自治体がふえております。県内でも七ヶ宿、色麻、女川が中学3年まで無料となっています。

したがって、本市におきましても、通院についても助成対象年齢を小学校就学前まで拡大していただきたいと思うものでありますがいかがでしょうか。

二つ目は、所得制限についても緩和あるいは廃止をされたいと思いますがいかがでしょうか。

三つ目は、県は平成 19 年度は一部負担の導入を中止いたしました。しかし、無料制度の拡大が全国的にも、県内でも進められているところでもあります。今後も一部負担の導入をしないように申し入れられたいというものであります。

1 問目の問題は、以上 3 項目ございます。

2 問目は、学校給食の食パンについてであります。

原料を輸入に頼らざるを得ない小麦から、国内、地元で生産している米に切りかえ、主食の安全性と米の消費拡大をも図ることについてであります。

よく知られているとおり、学校給食の食パンの原料については、現在小麦が使われており、そのうち半分が USA 産、3 割がカナダ産、残りの 2 割が国産と聞いております。最近は少しお米をまぜていると伺っております。

とりわけ外国産の小麦は、長距離を輸送するためにポストハーベスト・アプリケーション、収穫後に消毒をする、このために農薬に汚染されていると言われております。

特に、成長盛りの児童・生徒が摂取する食料でありますから、そういう面から見ても、輸入小麦の使用を抑えることが何といても大事だというふうに思っております。

そこで、今回は米を使ってパンができる技術について紹介し、ぜひお米で学校給食のパンをつくり、子供たちに提供するよう、当局に努力をお願いする次第であります。

米でパンをつくることは、私自身もずっと前から関心があり、いろいろ調査したところでありました。

昨年春、天童市で多賀城市との間での文化交流協定を締結いたしました。その場所で、山形大学工学部大学院ベンチャービジネスラボラトリーの、最初のベンチャービジネスの開発したラブライスを見てまいりました。これで実は米 100%のパンが作れるようになったわけですが、何がその秘密なのかもわかりましたので、経過も含め若干紹介したいと思います。

このラブライスにつきましては、事の発端は、もともと農家のグループの皆さんが、山形県産のブランド米「はえぬき」の消費拡大を図り、米を使った新しい食品をつくりたいと考えたことがきっかけとのことでもあります。

現在、米の消費は減る一方で、よい米をつくっても食べてくれる人がいない、米農家の支えになるような新しい商品が作れないものか、そこに目をつけたのが、米を粉として利用するパンの開発だったと言われております。

通常、気泡を閉じ込めてパンを膨らませるためにはグルテンが必要ですが、米にはそれが含まれておらず、従来常識では米でパンをつくることはできないとされておりました。これまでも米を用いたパンは製品化されておりましたが、それには小麦のグルテンが加えられておりました。そこで、他の商品と分別化を図り、また小麦粉アレルギーなどでパンが食べられない人たちに対しても受け入れられるように、米粉だけでパンをつくりたい、ということもあって、開発グループは山形大学に相談を持ちかけたとのことでもあります。

その相談がめぐり回って、プラスチック加工技術を専門とする工学部の小山教授のところへ届いたとのことでした。グルテンを含まないお米だけでパンが作れるわけがない、そういうふうには決めつけしないで、新しい視点から開発を行ったのが幸いしたと言われております。

つまり、米を粉へと粉碎するときに加える力をいろいろ変えて、粉碎条件の異なる米粉をつくり、それを何種類かブレンドすることで、米粉だけでつくったパンが膨らんだということでもあります。つまり、これは米の粉を粒子の大きさが異なる4種類の粉にして、それをまぜ合わせることによって、100%米によるパンが完成したわけでもあります。こうして100%米を原料とするパンへの道が開けたわけでもあります。

学校給食については、その目的が、生産についても理解する点が置かれております。したがって、農業振興のことも考慮して、100%米を原料とするパンをぜひ学校給食に提供できるように、当局の努力をされたいというふうに思うのであります。

3番目は、山王市営住宅建てかえ計画についてであります。

市長の施政方針で、山王市営住宅の建てかえ計画を今年度中に策定する旨が述べられておりました。山王市営住宅の建てかえについては、最初に私が取り上げて以来、いろいろな方も取り上げられてきておりました。したがって、あそこの状況については言わずもがなであります。

そこで、以下2点について何うものであります。

一つは、建設する場所、戸数、入居できる時期、これについて何うものであります。

二つ目は、工法についてであります。多賀城市のように市域が狭い場所では、高層建築にしたらいいと思うかもしれませんが、しかし、日本の風土を考えると、木造建築はまだまだ捨てたものではありません。木造建築の可能性と優位性については、これまでもこの場所で何回も紹介してきたとおりであります。

したがって、木造建築にして、地元の業者の仕事をつくるようにしていただきたいというふうに考えるものであります。

4問目は、バス路線についてであります。

このバス路線の問題についても、施政方針では、東部バスについては触れておりましたが、西部の路線については全く触れられておりませんでした。西部路線が廃止されて以来、とりわけ新田地域からは、「同じ税金を払っているのに、どうして行政の恩恵にあずかれないのか」といった声が、いろいろなところで寄せられます。これは特に高齢者からでございます。

市長は、「おぼんです懇談会」を市内各地で行い、住民の生の声をじかに聞きたいというふうに聞いております。これはとても大事だというふうに思います。ぜひ未長く続けていただきたいというふうに思うのでありますが、去る12月20日、新田公民館での懇談会の際に、この問題について市民の方から出されたとき、その質問に答えて、市長は、「西部は採算がとれないのはわかっているのですが、タクシーなどを運行する方向で検討します」と述べていました。

西部の足について、市長はタクシーなどを運行する方向を出したのかというふうに思っておりますが、これは恐らく一つのアイデアとして私は受けとめておるわけでもあります。

同時に、こういう方向でも、このアイデアはもっと育てていってもいいのではないかとこのように思っております。

ことし2月2日、河北新報の記事に、「新しい市民の足発進 乗合タクシー試運転」とありました。この場合も、実は、市がこれまで民間委託で運行してきた市民バスにかわる公

共輸送手段として導入が決まったものでありますが、「実際の運行業務には市内のタクシー業者が当たる」と報道されておりました。こういう形態もあろうかと思えます。

具体的な形については、それは当局の皆さんが十分検討していただき、議員の皆さんとともに協議し、結論を出していただきたいというふうに思います。

問題は、どういう形態であれ、いつごろをめどにこれが実現できるのかという点が重要であります。そういう点で、ぜひそれを示していただきたいというふうに考えます。

以上、4点について市長の見解を承ります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

小林立雄議員の質問にお答え申し上げます。

まず、乳幼児医療費助成制度についての御質問でございますが、御承知のとおり、乳幼児医療費助成制度につきましては、宮城県の補助対象年齢は、外来については3歳未満児までになっておりますが、本市においては単独事業として1年齢を拡大し、4歳未満児までを対象としております。

一部の市町村で、外来にかかる対象年齢を小学校就学前までに引き上げていることは承知しておりますが、本市の場合は、今後の財政状況を勘案すると、現行の年齢拡大までが精いっぱい状況であり、これ以上の年齢拡大及び所得限度額の緩和・廃止につきましては、他の事業を廃止するなどの抜本的事業見直しを行わない限り、大変困難であると考えます。

なお、宮城県においても、大変厳しい財政状況下において、乳幼児医療費助成制度に一部自己負担額の導入を検討しておりましたが、本市を初め県内各市町村の要望により、平成19年度においては現行制度での存続となりました。今後も宮城県に対し、一部自己負担額は導入しないよう要望してまいります。

次に、学校給食の件でございますけれども、これは教育長から答弁させます。

次に、山王市営住宅の建てかえにつきましては、現在、建てかえ手法の検討を進めておりますが、平成19年度の初めに手法を決定し、平成19年度中には基本構想を策定したいと考えております。

この基本構想では、山王市営住宅建てかえに当たっての基本的な考え方をまとめることとしており、例えば事業の目的とか住宅施策における市営住宅の役割、市営住宅の現状と課題、今後求められる市営住宅のあり方、建てかえ事業のアウトライン等々について検討し、決定いたします。

御質問のありました建設場所、戸数、入居の時期、そして木造で、地元業者の仕事もとの具体的な内容につきましては、基本構想を受けて作成される基本計画の中で検討することとしております。

最後に、西部地区の公共交通につきましては、先ほど根本議員にも回答しておりますが、想定される需要をもとに、限られた財源の中で公共交通を実施していくことは、現段階では難しいものと考えます。

しかし、西部地区において日常的に利用するという潜在的な需要を十分に把握するため、平成 19 年度の早い段階で調査等を行い、その結果に基づき利用対象者の範囲を特定した上で、運行目的を明確にした交通システムの構築を考えてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、小林議員の第 2 点目の学校給食、これについて私の方から御回答を申し上げます。

給食用パンの原料を米粉で行われたいとの御質問でございますが、現在、本市における給食用パンは、10 回に 3 回の割合で、県学校給食会を通して学校給食パン協業組合から供給を受けております。

その中で、米粉を使用したパンは月 1 回の割合となっております。

米粉パンの原料である米粉は、農林水産省の米消費拡大の一環といたしまして、政府備蓄米 —— これは県内産「ひとめぼれ」1 等米ですの 60%を無償として供給されております。

しかしながら、米粉パンの製造単価は小麦粉パンより割高という課題がありまして、現在の給食費の中で回数をふやすことは難しい状況にあります。

なお、米の消費拡大という点からすれば、本市においては、現在、米飯給食の回数を 10 回に 7 回の割合までふやして、学校給食を実施しておりますことをつけ加えさせていただきます。

○議長（阿部五一）

11 番小林立雄議員。

○11 番（小林立雄議員）

まず、最初の問題ですが、乳幼児医療費の問題は、これはいろいろ財政的なことがあろうかと思いますが、多賀城独自ではなくて、例えば県と一緒にやれば、県が 2 分の 1、多賀城市が 2 分の 1 と。つまり、これまで、かつて老人医療費の無料制度ができたときと同じような形で、あるいは 2 歳以下ですね、あるいは 3 歳未満の人と同じように、県に半分出してもらうなら、多賀城の負担は軽減するわけですから、県に対して要求をしていくことが、私は大事ではないかというふうに思っております。

そうしていくことが一つと、それから、先ほど乳幼児医療費の 2 番目の所得制限の問題については、回答がなかったわけですが、その点についてはきちんと回答していただきたいというふうに思います。これは本当は議長の責任だというふうに思いますが、その点をお願いします。

それから、第 2 問目の、学校給食のパンの問題であります。これも、私は、パンに米粉を十分使って、パンと全く同じものができるということを紹介したわけですから、先ほ

どの答弁は回答になっていないので、事情だけしかないので、私は質問に対してはやはり明確に回答していただきたいというふうに思います。

それから、山王市営住宅につきましては、基本構想であって、具体的には基本計画の中で検討するというふうに話をされました。

しかし、現実にあそこの状態は、市長自身も何回か行かれているかというふうに思います。そうすると、もちろん構想の中でということは、基本計画の中でということはわからないわけではありませんが、大体いつころをめぐりにということにしていかないと、一体いつのことになるのだろうかということがあられるわけですから、ぜひそういう点はできれば明確にさせていただきたいというふうに思います。

それにしても、あの住宅のストック活用計画をつくったわけですから、お金をかけてああいう計画までつくっておきながら、そしてそれを具体化する計画も、整合性もあるわけですから、そういう点で、では一体いつなのかと、戸数はどのくらいなのか、いつころなら入れるのか、これはやはりいろいろその中間で検討しなければならない問題もあろうかと思いますが、少なくとも今の時点では、こういうふうにする、これは一定出せるのではないかというふうに思っていますので、その点はいかがかというふうに思っています。

それから、4番目のバス路線の問題であります、いろいろな形態が確かにあるわけであり、本当に、先ほど別の議員の方も西部の問題として言っておりました。

私は、市長があそこで述べたことが文章になって出てくるのです。ですから、もちろん議会で述べたことに責任を持たなければいけないのですが、ああいうところでも、そのタクシーの構想などをすると述べて、それが文章化されて回覧に回されるわけです。そうしますと、そういうことを考えているというふうに思わざるを得ないです、市民は。ですから、私はそういう方向も確かに一つのアイデアであり、一つの方向だというふうに思っております。

そうだとしたら、そういうものも含めて検討し、いつころまでに何とかしたい、こういう線を出していただくことが、私は大事ではないのかというふうに思っております。

あそこは西部地域で、本当にいろいろな行政の恩恵の少ない地域でもあります。ぜひ明快な御回答をいただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

市長。明快な回答をお願いします。

○市長（菊地健次郎）

第1点目の、乳幼児医療費制度の助成の問題でございますけれども、これは今回、本当を言うと、県の方で、県知事の判断で「やめよう」とされたのです。ところが思いとどまったということでございまして、今後とも継続していただくように、私の方からもお願いしたいというふうに思っております。

先ほど、何か所得制限についての答弁がなかったということですが、私はちゃんと答弁したはずでございます。所得限度額の緩和・廃止につきましては、他の事業を廃止するなどの抜本的な事業見直しを行わない限り、大変困難であるということでお話ししたとおりでございます。

それから、山王市営住宅の建てかえ計画でございますけれども、いつごろをめぐりにという小林議員のお話ですが、これは答弁の中でお話し申し上げましたように、基本計画、

どういふ方法でどういふふうにするのかということが決まらない限り、これは平成 19 年度中になるべく早い段階でその方向性を決めてかからないと、いつまでというのは全くわからないわけですから、それを早い段階で決めてから構想を練りたいということでございますから、その辺のことをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

それから、西部バス路線ですけれども、根本議員に御答弁申し上げましたように、これもできるだけ早目に、タクシー会社等と私自身も接触してみ、決断しますということで先ほど答弁申し上げましたので、その辺のことをよく熟慮した上で決断させていただきたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

米粉パンの導入について、私は全く否定しているものではございませんで、平成 18 年から、いわゆる宮城県学校給食会翼下にある学校給食パンの協業組合というのがあるのですが、これが県の 90%をここでつくっているのです。そこで、その方向に向かって整備を進めて、18 年度から始まったというふうなことです。

ただし、小林議員が御指摘するように、100%の技術は確立されているといいながら、宮城県内においては 100%ではないのです。いずれにしてもその方向に進んでいるということは間違いありません。

それで、実は私もその方向について御質問あったわけですから、いろいろ調べてみましたら、いわゆる米飯ですと、ある単価以上について、頭が出たところは、御飯ですが、出たところについては県が 50%、あと農協と市が 25%ずつ負担して、安定的に供給すると。

ところが、この米粉パンについては、助成があるので大変安いのかと思ひまして調べてみましたら、中学生の大きさのパンですが、これを見ると、小麦粉パンですと 42 円でできます。ところが、まあ機械の整備などがいろいろあるのでしょうか、難しいことがあるのだと思ひますが、米粉パンは 62 円 96 銭になると。これに対して進んでいるのは長野県で、長野県ではどのくらい頭が出ているかわかりませんが、23 円を年間の回数の中から 3 回だけ助成しますというふうになっております。

こういう点では、これは多賀城市だけの問題ではなくて、宮城県 565 校中 226 校ほど今やっているのですが、近辺で多賀城が早いです。ただし、農政局の方で、この米飯給食のように、頭の出た分をそういうふうな助成があればというふうなことを話して、まあどんどん、どんどん進むには、もう少しそういうふうな整備が必要だろうというふうになっております。

いずれにしても、今後、そういうふうな 100%の状態にだんだんなってくるというふうなことです。市としても、近隣で米飯給食 7 回、それから米粉パンを、ブレンドされているとはいいいながら、月 1 食入れているというふうなのは、近隣では現在のところ、米の消費拡大という点からすると一番であります。

ですので、今後いろいろな条件が変わってくれば、その方向にもっともっと進めるのかというふうになっております。

○議長（阿部五一）

11 番小林立雄議員。

○11 番（小林立雄議員）

市長の方は、そういうことですから、ひとつ頑張っていたきたいということしかないと思います。

それから、教育長の方ですが、特にその小麦が今どうかというと、大部分が国産ではないのです。つまり輸入小麦を使っていることの問題で、ポストハーベスト・アプリケーションの問題がやはり一番気になる場所であって、それはこういう希釈された農薬で影響が出るというのは、かなり時間が必要なのです。そういうことも実はレイチェル・カーソンの「サイレント・スプリング」の中ではるる述べられておまして、いろいろあるかと思えます。

ですから、私はこの輸入の小麦が使われている、それが成長途上の子供たちの給食として系統的なことについての心配がありますから、お金というよりは、そういう面からもアプローチしていくことが大事だというふうに私は思っています。

それで、最初、1 回目の質問のときにはそのことも入れていたのですが、観点としてはやはり、成長途上にある子供たちが、そういう幾ら薄いからといって、農薬に汚染されたものは極力避けていくことが大事ではないのかというふうに思っておりますので、ぜひその点を教育者の立場からよく御検討いただき、推進していただけるとありがたいかなというふうに思っております。

具体化できるように、ぜひ検討、研究を重ねていただきたいというふうに申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

回答は不要ですね（「はい結構です」の声あり）

小林議員の最後の一般質問は 96 回目ということですが、長い間の御苦勞に対しまして敬意を表したいと思えます。今後とも一層の御健闘をお祈り申し上げます。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日 2 月 24 日から 25 日までは休会といたします。

来る 26 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦勞さまでした。

午後 2 時 03 分 延会



---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 2 月 23 日

議長 阿部 五一

署名議員 松村 敬子

同 根本 朝栄